

POCT測定認定士資格認定試験規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本臨床検査同学院（以下「当法人」という。）の定款に基づき、POCT測定認定士資格認定試験の実施に関する事項について定めることを目的とする。

(POCT測定認定士資格認定試験)

第2条 当法人は、Point-of-Care Testing（以下「POCT」という。）検査に関与する者の学術及び技術の向上と検査工程の標準化を図り、また、一般の人々へのPOCTに関する正しい知識を啓発し、もってわが国の医療の発展に寄与することを目的として、POCT測定認定士資格認定試験を実施する。

- 2 POCT測定認定士とは、医療従事者としてPOCT測定における適切な知識と技術の正確さと精密さを有し、安全で信頼性ある測定が実施可能と認定された者をいう。
- 3 POCT測定認定士の資格は更新制とする。

(認定試験の実施)

第3条 前条に定めるPOCT測定認定士資格認定試験は、試験委員会が毎年1回実施する。

- 2 POCT測定認定士資格認定試験は、筆記試験、実技試験及び口頭試験の方法により行う。
- 3 資格更新試験は、別に定める方法により行う。
- 4 当該年度の試験案内の公示は、原則として実施3か月前に行う。

(POCT測定認定士制度会議)

第4条 POCT測定認定士資格認定試験の資格認定作業を円滑公正に実施するため、POCT測定認定士制度会議（以下「制度会議」という。）を設置する。

- 2 制度会議は、POCT測定認定士資格認定試験を遂行するために事項に定める各会議（以下「各会議」という。）を設置、統括して、試験に関連する作業を円滑に行う。制度会議は各会議の構成員及び主任試験実行委員により構成される。
- 3 各会議とその役割は以下のとおりである。
 - (1) 試験会議は、試験の内容、方法など必要事項を討議する。試験実行会

議を設置し、試験問題とその採点基準を作成し、年1回POCT測定認定士試験を実行する。試験後に採点及び可否の集計を行い、制度会議へ報告する。

- (2) カリキュラム会議は、あり方会議が定める教育目標に基づいて指定カリキュラムを作成する。
 - (3) 教本作成会議は、あり方会議が定める教育目標に基づいて教本を作成する。
 - (4) 受験・更新資格審査会議は、資格審査基準に基づいて受験・更新者の受験資格を審査する。
 - (5) あり方会議は、POCT測定認定士のあるべき姿を検討し、一般及び専門分野の教育目標を定める。
 - (6) 広報会議は、POCT測定認定士制度の普及及び試験実施について広報活動を行う。
- 4 各会議の構成員は、POCT検査に精通した医師、POCT測定認定士又はこれらに相当する十分な経験と実力を有する者とする。試験委員会において指名され、任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 5 制度会議及び各会議は委員長が年1回及び必要時に招集する。委員の過半数の出席をもって成立する。議事は出席者の過半数の同意により議決する。各会議における討議、決議事項は制度会議に報告する。

(試験実行会議)

第5条 試験実行会議は、試験会議で討議されたPOCT測定認定士資格認定試験の内容及び方法に基いて試験を実行するために、試験会議に設置される。

- 2 試験実行会議は、筆記試験、実技試験及び口頭試験問題作成のための方針決定、作成された筆記試験、実技試験及び口頭試験問題の選定を行い、制度会議の承認を受ける。
- 3 試験実行会議は、試験実行委員のうちに主任試験実行委員1名を置く。主任試験実行委員は試験委員会において指名される。主任試験実行委員を補佐する者として、試験実行委員の中から副主任試験実行委員を置くことができる。
- 4 主任試験実行委員は、責任をもって試験問題作成のための選定会議の開催、筆記試験、実技試験及び口頭試験を行う。又試験終了後、制度会議において合否判定案を作成し、試験委員会に報告する。
- 5 試験実行委員は、概ね受験者3.5名に対して試験実行委員1名を置くことを原則とする。試験実行委員はPOCT検査に精通した医師、POC

T測定認定士又はこれらに相当する十分な経験と実力を有する者から主任試験実行委員が指名する。試験実行委員の委嘱に際しては、同一施設に著しく偏らないよう配慮するとともに、実技試験の公平性を確保するため、できるだけ試験実行委員と受験生が同一施設にならないように配慮する。

- 6 主任試験実行委員は、試験及び試験実行委員を補佐する者として、試験補助者を指名することができる。
- 7 主任試験実行委員は必要に応じて試験実行委員以外に、筆記試験問題作成者若干名を、臨床検査に精通した医師及び臨床検査士又はこれに相当する十分な経験と実力を有する者から選出できる。代表理事がこれを委嘱する。

(POCT測定認定士制度審議会)

第6条 POCT測定認定士制度審議会（以下「審議会」という。）は、試験委員会が実施するPOCT測定認定士資格認定試験の妥当性、公平性を評価する。

- 2 審議会の構成員は、代表理事、関連団体（一般社団法人日本臨床検査医学会、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会、一般社団法人日本糖尿病学会）推薦委員及び制度会議の各会議委員長により構成される。会長は代表理事が務め、副委員長は各会議委員長から会長が指名する。
- 3 審議会の会長、副会長、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 審議会の会長は会務を総括し、審議会を代表する。会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。
- 5 審議会は会長が年1回及び必要時に招集する。委員の過半数の出席をもって成立する。議事は出席者の過半数の同意により議決する。会議における討議、決議事項は試験委員会に報告する。

(受験資格等)

第7条 試験の受験資格は、以下のとおりとする。POCT測定認定士資格認定試験の受験希望者は、以下の(1)、(2)のいずれかの条件を満たさなければならない。

- (1) 医療法上の医療機関等における精度の確保に係る責任者である、医師、歯科医師、助産師、臨床検査技師の資格を有する者。
- (2) 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校においてPOCTに関連する教科を履修し、医療機関等において検体検査の業務を通算3年以上経験した者。なお、POCTに関連する教科とは、微生物学、免疫

学、血液学、病理学、生化学、尿・糞便等一般検査、生理学、解剖学等である。

- 2 受験希望者は、願書提出時に、その職歴についての所属長等の証明書を提出することを要する。

(合格者の決定)

第8条 POC T測定認定士資格認定試験の合格者は、試験実行会議による予備判定及び制度会議による判定に基づき、試験委員会が決定する。

- 2 受験者に対する合否の通知は、試験委員会が合格者を決定した後、個別に通知することによって行う。

(登録)

第9条 POC T測定認定士資格認定試験に合格した者は、POC T測定認定士として登録される。

- 2 前項の者のうち認定証発行手数料を納付した者には、当法人が発行する資格認定証を交付する。

(欠格、失格及び合格の取消し等)

第10条 次の各号に該当する者は欠格又は失格とする。

- (1) POC T関連検査に関して犯罪、不正又は本制度の主旨に反する行為があった者。
 - (2) その他、前号に準ずる行為があった者。
- 2 試験委員会は、不正の手段によってPOC T測定認定士資格認定試験を受けようとする、若しくは受けた者に対して、その試験を受けることを禁止し、若しくは合否判定の対象としない。更に、5年以内の期間を定めてPOC T測定認定士資格認定試験を受けることを禁止する。

(試験問題の取扱い)

第11条 筆記試験、実技試験及び口頭試験問題を作成する際は、試験実行会議を中心に内容を十分検討する。

- 2 試験問題の作成に携わった者は、試験問題を他に漏洩してはならない。
- 3 各会議委員、主任試験実行委員、試験実行委員及び試験補助者から、試験内容及び個人情報の秘密保持に関する誓約書を徴する。

(日当)

第12条 各会議委員、主任試験実行委員、試験実行委員及び試験補助者に、

当法人「謝金、旅費細則」に基づき日当及び交通費を支払うことができる。

(登録更新)

第13条 POC T測定認定士は更新制とする。試験に合格した翌年の1月1日から5年間とし、資格登録期間満了をもって、POC T測定認定士の資格は効力を失う。

- 2 POC T測定認定士の資格は、5年毎に更新することができる。
- 3 資格更新を希望する者は、資格登録期間中にPOC T測定認定士資格認定試験細則に定める更新資格の審査基準を満たす単位を取得し、所定の書類を提出し、第1項の資格登録期間の最終年に、資格更新試験（e-ラーニング方式）に合格した後、登録更新料を納付する。これらを満たした場合に更新される。
- 4 受験・更新資格審査会議は、更新申請書類を審査し、制度会議に報告する。制度会議は、更新申請者が受験資格を有するか否かを決定する。
- 5 資格更新試験の合格者は、試験委員会が決定する。
- 6 申請要領の詳細はPOC T測定認定士資格認定試験細則に別途定める。

(資格更新の猶予)

第14条 前条第1項の資格認定期間の最終年において次に掲げる事由のある場合は、本人の申請により、試験委員会が審査した上、POC T測定認定士資格の更新を猶予することができる。ただし、(1)及び(2)の期間は原則として6か月以上、(3)乃至(5)の期間は原則として1年以上とする。それ以外の事由については試験委員会にて検討する。

- (1) 長期療養（休業を伴うもの）
 - (2) 海外出張、在留
 - (3) 育児休暇
 - (4) 介護休暇
 - (5) 長期離職（進学を含む）
 - (6) 不測の事故、事象
 - (7) その他やむを得ない事由
- 2 前項の猶予申請は1年ごとに行うものとし、猶予期間は原則として2年までとする。
 - 3 第1項の事由による猶予の後、資格を更新した場合、猶予期間は前条第2項の更新期間に含まれるものとする。
 - 4 第1項の事由による猶予を受けた者は、猶予期間中、POC T測定認定

士の称号を使用することができない。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、内閣府公益認定等委員会より、遺伝子分析科学認定士資格認定試験及びPOCT測定認定士資格認定試験に関する事業を行うことについての変更認定を受けた日から施行する。

令和2年1月25日制定